

令和2年度の取り組み 及び情報提供について

- 治水事業のハード対策について
- 危機管理型水位計の設置について
- 簡易型河川監視カメラの設置について
- 水位周知河川の指定促進
- 洪水危険区域図の公表等について
- ホットラインの構築
- 避難勧告着目型タイムラインについて
- 多機関連携型タイムラインについて
- 緊急浚渫推進事業債について
- 重要水防箇所の共同点検について
- その他
 - ① 水防災意識社会再構築ビジョン～これまでの経過
 - ② 防災・減災・国土強靱化のための3ヶ年緊急対策
 - ③ 地方におけるメディア連携協議会の設置
 - ④ 地域防災ミーティングの実施結果について
 - ⑤ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進
 - ⑥ 避難確保計画作成の手引きの改定及び要配慮者利用施設の市町村地域防災計画位置づけについて
 - ⑦ 住宅等の購入者に対する水害リスク情報提供に関する取組
 - ⑧ 【宅地建物取引業法施行規則の一部改正及び水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について
 - ⑨ 排水作業準備計画作成の手引きについて
 - ⑩ 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について（概要報告）」等の公表について
 - ⑪ 「津波防災地域づくりに関する法律」について
 - ⑫ 土砂災害警戒区域等の指定の推進について



北海道

釧路建設管理部

●治水事業のハード対策について

・河川改修事業

2級河川……標津川

☆引き続き築堤工・掘削工・樋門工を実施し、流下能力の向上や河岸浸食の防止に努める。

・維持管理対応

管内河川……標津川ほか

☆河道内樹木の伐採及び掘削について、河道樹林の維持管理のあり方に基づき、引き続き実施していく。

・危機管理型ハード対策

2級河川……標津川

☆標津川では、前年度に引き続き堤防天端舗装を継続していく。

●危機管理型水位計の設置について①



風連川(根室市)に設置した機器管理型水位計

・釧路建設管理部管内では平成30年度に11基
令和元年度に36基の機器管理型水位計を
北海道が管理する一級河川、二級河川に設
置済。

根室振興局管内	H30年度	4基
	R元年度	10基

・令和2年度は機器管理型水位計を設置した
41箇所 quantity 量水標を設置して、水位上昇時の
水位を把握出来るようにする。

根室振興局管内	R 2年度	9箇所
---------	-------	-----

・水位情報は国土交通省「川の防災情報」から
「川の水位情報(機器管理型水位計)」へリン
クして閲覧。

水位情報は「観測開始水位」に到達後、10分
ごとに配信。

●危機管理型水位計の設置について②

危機管理型水位計の水位設定の考え方について

○川の水位情報(危機管理型水位計の水位閲覧ページ)に表示される水位の設定について

氾濫開始 ⇒ 河岸高

設定概要: 左右岸河岸高の低い方

※他に、河道計画資料がある場合は計画築堤高、橋梁断面の場合は桁下高

危険水位 ⇒ 避難判断目安水位(仮称)

設定概要: 氾濫開始－60cm

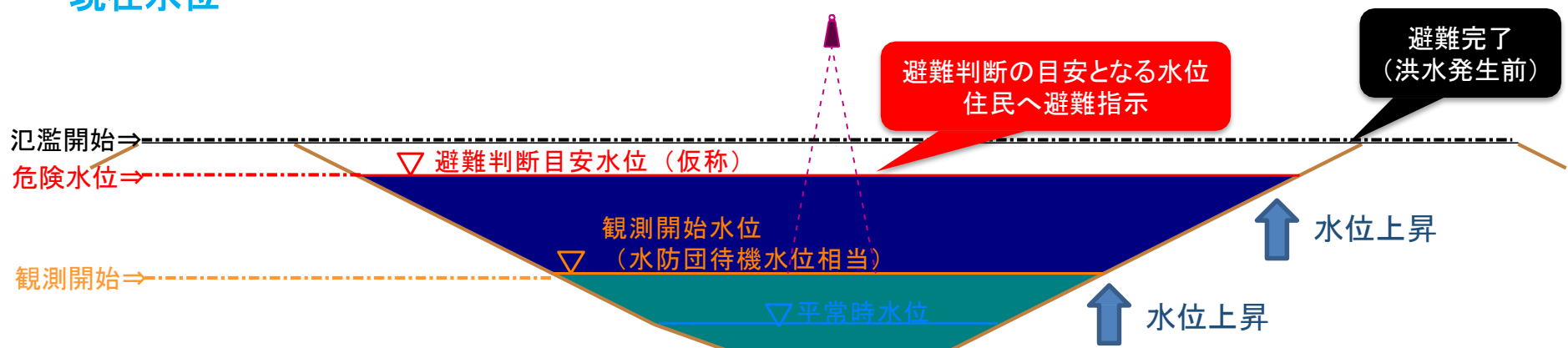
※他に、河道計画資料がある場合はH.W.L、護岸工がある場合は護岸天端高

観測開始 ⇒ 観測水位を「川の水位情報」へ送信を開始する水位(10分毎に送信)

設定概要: 危険水位の2割流量に相当する水位(水防団待機水位)

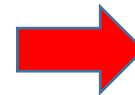
※他に、高水敷高、常時水位が高い場合は適宜3割、4割流量に相当する水位

現在水位



●簡易型河川監視カメラの設置について

- 「川の水位情報(機器管理型水位計)」HPより閲覧可能
- 令和元年度に釧路建設管理部管内の北海道が管理する一級河川、二級河川に簡易型河川監視カメラを設置済み。
釧路総合振興局管内 32箇所
根室振興局管内 9箇所
- カメラ画像は10分ごとの静止画映像を配信
- 令和2年度は監視カメラを設置した41箇所に量水標を設置し、水位上昇時の水位を把握出来るようにする。
根室振興局管内 R2年度 9箇所



●水位周知河川の指定促進

・継続協議河川

2級河川……阿寒川(上流部)、舌辛川・音別川・**羅臼川**

☆水位周知河川の指定に向け、関係機関と協議を継続していく。

☆令和3年度以降に羅臼川の水位周知河川指定に向けた水位観測データを蓄積し、避難判断の目安となる水位の設定を行い、関係機関と協議を行う。



●洪水氾濫危険区域図の公表等について①

1, 水害リスク情報に係る取組み状況

【国交省の動き】

- ・「中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」（R2.1.7～）

→「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」公表（R2.6.29）

「その他河川」の水害リスク情報の公表を都道府県に求めている

【北海道での取組み】

- ・「水防警報河川」

：洪水浸水想定区域図（水防法）作成・公表・市町村への情報提供（～R1.8）

- ・「その他河川」

：洪水氾濫危険区域図（iRIC）作成・市町村への情報提供（～H30）

→国交省の動きに合わせ、「その他河川」での洪水氾濫危険区域図を公表していく

【R2年度の取組み】

- ・洪水氾濫危険区域図データ公表に向けた整備（道庁維持管理防災課で対応）

→公表に向け、各市町村意見照会（各建設管理部で対応）

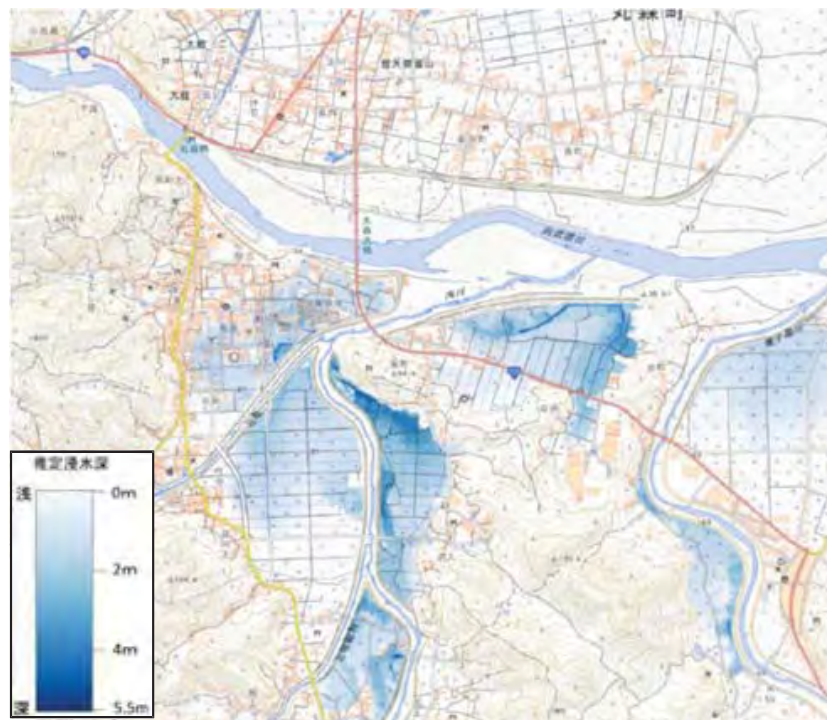
* 公表・調整等の進め方は、維持管理防災課で検討中

●洪水氾濫危険区域図の公表等について②

洪水予報河川や水位周知河川以外の河川における浸水

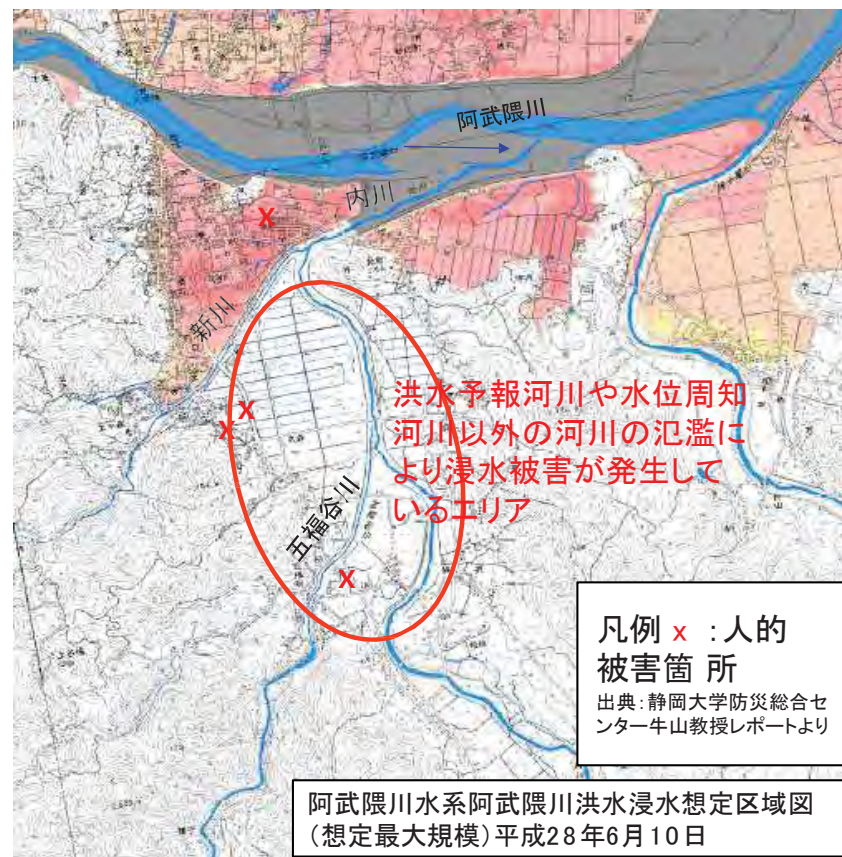
○水防法に基づき、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域を指定することとされている洪水予報河川や水位周知河川以外の河川において、令和元年10月に発生した台風第19号では河川氾濫による浸水被害が発生しており、リスク空白域における適切な洪水浸水リスクの提供に課題。

台風第19号浸水推定図(国土地理院作成)



- ✓ 10月14日18時時点で国土地理院で収集した情報と標高データを用いて、浸水範囲における水深を算出して深さごとに色別に表現した地図
- ✓ 実際に浸水のあった範囲でも把握できていない部分、浸水していない範囲でも浸水範囲として表示されている部分がある

阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域図



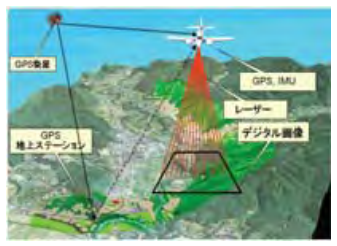
●洪水氾濫危険区域図の公表等について③

中小河川における簡易的な水害リスク情報作成手法

○利用可能データが限られている都道府県管理の中小河川沿いの河川氾濫について、航空レーザ測量による三次元地形データ(LPデータ)を用いて一次元不等流計算等の簡易な水位計算により概略浸水範囲を推定する手法と既存の地形分類図を活用して水害リスク特性を整理する手法の2手法を提示。【平成30年12月に都道府県へ通知】

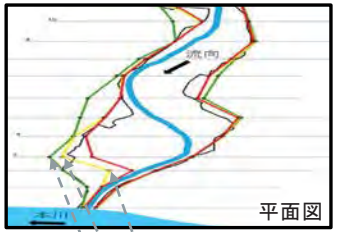
(1)簡易的な水害リスク情報(LPデータ活用)

✓ LPデータを活用した一次元不等流計算等による手法

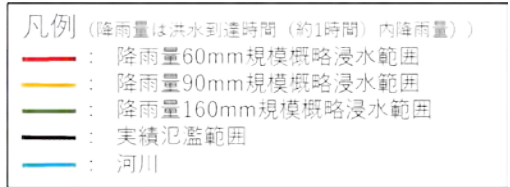
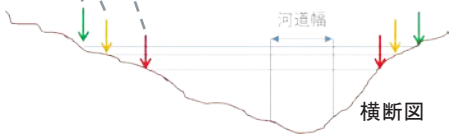


LPデータをもとに任意の河道横断面を設定

一定規模の流量について、簡易的な水位計算を実施



必要に応じて、複数の洪水規模(比較的発生頻度の高い洪水、過去に発生した大規模洪水等)について、相対的な浸水しやすさを図化



(2)簡易的な水害リスク情報(地形分類活用)

✓ 既存の地形分類図に基づく手法
(既存地形分類図の解説等に基づく地形分類ごとの水害リスク特性の整理)



図1 航空写真

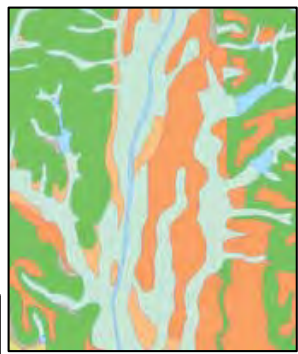


図2 地形分類図
(2万5千分1土地条件図)

該当する地形分類	地形	特徴	災害との関係
山地斜面等	山地	起伏が大きく、周辺の低平な土地と明確な山麓によって分けられる土地。火山、丘陵地を含める。	通常は洪水の影響を受けることは少ないが、不安定な堆積物が豪雨や洪水によって流されることや、大雨によって水を含んだ場合、それ自身が崩落する場合もある。
更新世段丘	台地・段丘	過去に形成された平地(低地)が、その後の地殻変動、海水面の低下などによって現在の低地よりも階段状に高くなった比較的水平な地形。	低地からの比高が2~3m以下の段丘は大規模な洪水の際に浸水することがある。段丘崖は崩壊のおそれが高くなるため注意が必要。また、台地・段丘上の浅い谷は一時的に洪水の流路となったり、下流側に盛土がある場合はその盛土に流れて浸水したりするため注意が必要。
完新世段丘	台地・段丘	低地からの比高が2~3m以下の段丘は大規模な洪水の際に浸水することがある。段丘崖は崩壊のおそれが高くなるため注意が必要。また、台地・段丘上の浅い谷は一時的に洪水の流路となったり、下流側に盛土がある場合はその盛土に流れて浸水したりするため注意が必要。	低地からの比高が2~3m以下の段丘は大規模な洪水の際に浸水することがある。段丘崖は崩壊のおそれが高くなるため注意が必要。また、台地・段丘上の浅い谷は一時的に洪水の流路となったり、下流側に盛土がある場合はその盛土に流れて浸水したりするため注意が必要。
山麓堆積地形	山麓堆積地形	斜面の下、山間の谷間または谷の出口部には堆積した、岩屑又は崩壊土砂が形成されることがある。	大雨などをきっかけに斜面の表面から土砂が崩落・流出しやすいため注意が必要。沖積堆積土砂流は、山麓部から谷間へ流れる際に、土砂が堆積し、浸食が発生し被害が生じる場合がある。
扇状地	扇状地	山麓部において主として砂礫からなる扇状の堆積地形で表面傾斜が1.5度以下の地形。	山地からの出水がその表面を流下するときに浸水する恐れがある。洪水時の浸水深、浸水時間は小さいが土石流や土砂流による著しい堆積・浸食が発生し被害が生じる場合がある。
谷底平野・氾濫平野	氾濫平野	山地内の谷や谷地を含む谷の底にある比較的幅の狭い低地を指す。	氾濫原では、破壊・越流による洪水氾濫の他、内水氾濫も起きやすくなる。砂州や自然堤防等で出口を塞がれた谷底平野では、内水氾濫が起こりやすくなる。(氾濫原・谷底平野に関する説明文より)
河川・水面	現河道、水面	河川内の常時水流がある部分を指す。	

分類や凡例等の統一化に向け検討中

●洪水氾濫危険区域図の公表等について④

北海道による「iRIC」を用いた浸水想定区域図

○北海道では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない河川における水害リスク情報を共有するため、iRICを用い想定最大規模の降雨による浸水想定図を作成し、市町村へ提供。

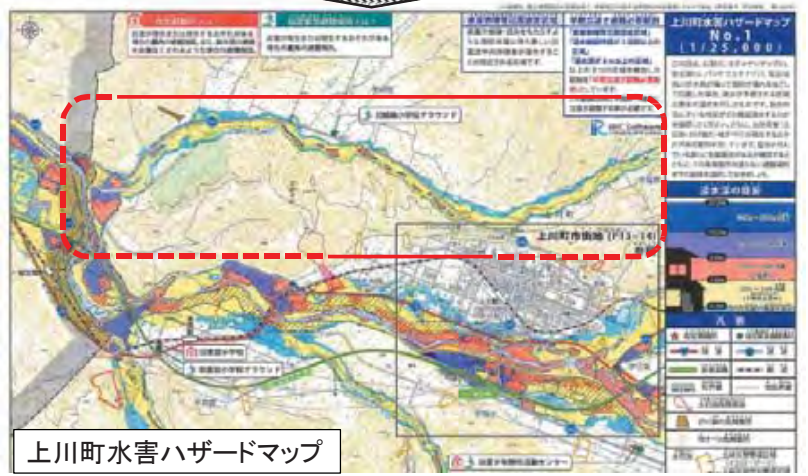
概要

無料で利用可能な解析ソフト(iRIC※1)を用いた氾濫シミュレーションにより作成した浸水想定図を市町村へ提供している。

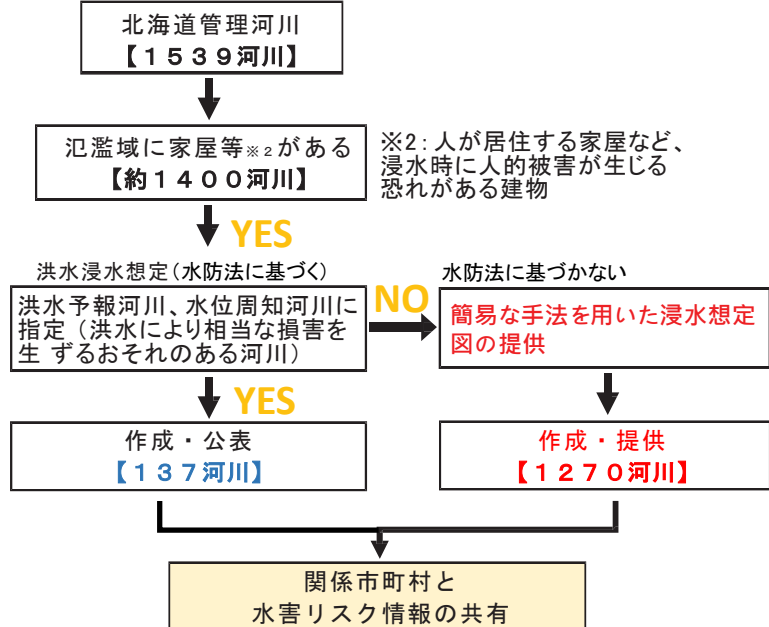
※ 無料で利用できる無料で利用できる河川の流れや河床変動、氾濫解析のための高性能なソフトウェア
iRICホームページ: <https://i-ric.org/>

- 国土地理院で公開されている標高データを利用し、氾濫原モデルを作成。
- 想定最大規模の降雨を基に算出した流量を上流端に与え、iRICを利用し、平面2次元流計算による氾濫解析を実施。

活用事例



北海道管理河川の水害リスク情報共有の考え方



●ホットラインの構築①

ホットラインとは～市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するために、水位周知河川の水位情報等を北海道（建設管理部幹部）から市町村長へ直接電話等で伝える。

○これまでの取り組み

- ・全道全ての市町村とホットラインを構築することとして取り組みを進め、令和元年6月までに構築が完了している。
- ・市町村からの意見照会結果を踏まえ、改訂版ホットライン（案）を市町村へ通知済。

対象

釧路建設管理部管内の全市町村

情報提供内容

- ・水位の情報：氾濫危険水位の到達情報及び氾濫の発生、状況
- ・公共管理パトロール等による：破堤の恐れ、越水・溢水の恐れなどの防災上重大な事象。

●ホットラインの構築②

○北海道管理河川におけるホットラインは現在、釧路建設管理部管内全ての市町村で運用を開始しているが、この度、情報伝達の範囲として水位通報河川等も対象に入れ伝達内容を拡充することとする。

なお、この内容は令和2年5月1日から運用開始している。

変 更 前	変 更 後	理 由
・水位周知河川	・水位周知河川 ・水位通報河川	水位通報河川については、HP 公表をもって通報することとしており、水位周知河川と同様はん濫危険水位等への到達状況を河川情報システムにより監視している。 このことから、水位通報河川も同様にはん濫危険水位とはん濫発生をの情報を伝達することとした。
・道管理河川の防災情報	・【その他河川】 (公物管理パトロール等によるその他の防災情報) 提供する情報: 氾濫危険水位の到達情報、氾濫の発生及びその状況: 破堤の恐れ、越水・溢水の恐れなどの防災上重大な事象	これまで範囲が明確ではなかったが、より具体的に明示した。 (大雨出水時等には、異常時パトロールとして道が管理する公共土木施設の状況を確認している。 その公物管理業務により知り得た情報や地域住民からの情報の内、防災上必要なものについて情報伝達することとする。)
・道道に関する防災情報 ・その他釧路建設管理部が管理する公共土木施設	・【その他施設等】 (公物管理パトロール等によるその他の防災情報) 提供する情報: 道路崩壊・通行規制等による孤立情報: 崖崩れ・土石流等の発生情報: 防災上の重大な事象	

関係する市町村と連絡先を交換し、拡充したホットラインを構築する。

●避難勧告着目型タイムラインについて

○タイムラインとは

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画であり、防災行動計画とも言う。

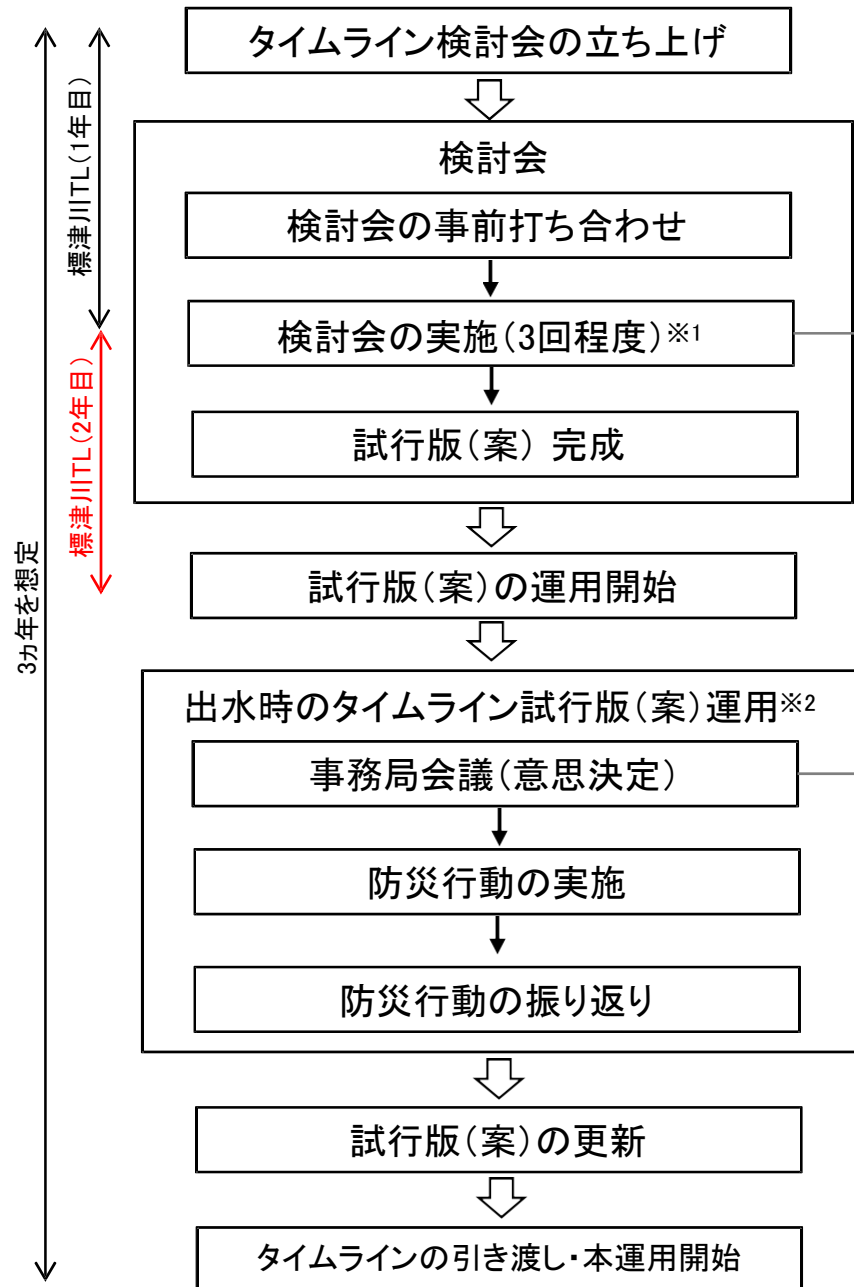
○これまでの取り組み

避難勧告着目型タイムライン(素案)を作成し、平成30年5月から関係市町村との協議を進めている。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成31年1月29日付 国水河計第78号)では、令和2年度までに全ての対象河川(洪水予報河川・水位周知河川)で避難勧告着目型タイムラインを作成する事となっており、根室振興局管内では標津川が対象となっている。

○標津川では令和2年3月24日付けで新様式による協議済。

●多機関連携型タイムラインについて① (標津川水害対応タイムライン検討の流れ)



■検討会の実施

【参加】全機関

【内容】防災に関する講演(勉強会)
タイムライン作成のワークショップ等

【実施方法】会議(対象市町で開催)



■事務局会議(意思決定)

【参加】事務局、アドバイザー、オブザーバー、委託先

【内容】タイムラインの立ち上げ、
防災対応内容に関する協議等

【実施方法】Web会議(早急な対応が必要なため)

※1 検討会は、試行版(案)完成まで複数回実施

※2 出水がなく、試行版(案)運用がなかった場合は、
DIG(災害図上訓練)等で代替

●多機関連携型タイムラインについて②（標津川水害対応タイムライン検討の流れ）【今年度】

■水害対応タイムラインの構成

【意思決定（TL運用、避難情報発令等）】

意思決定機関：標津町

意思決定支援機関（情報提供）：

釧路建設管理部、根室振興局、釧路地方気象台

運用の助言：検討会アドバイザー

【防災行動の実施（住民避難、減災・復旧対応）】

検討会参加機関

■昨年度検討会

【準備会・防災講演会】

2019年12月16日-17日 準備会開催

2020年2月3日 防災講演会開催

【発足式・第1回検討会】

2020年2月4日 発足式・第1回検討会開催

・タイムラインシナリオ素案説明

・意見交換（H28.8標津川出水時の防災行動の振り返り）

⇒意思決定部分のタイムラインを先に作成
（松尾座長意見）

今年度のタイムライン検討の流れ

■意思決定タイムラインの検討

タイムラインシナリオの精査

タイムラインステージの設定

行動項目の精査
（意思決定に関わる項目）

役割分担の精査

※WEB会議等を活用



■検討会の実施

・参加機関の防災行動を設定

行動項目の設定

役割分担の設定



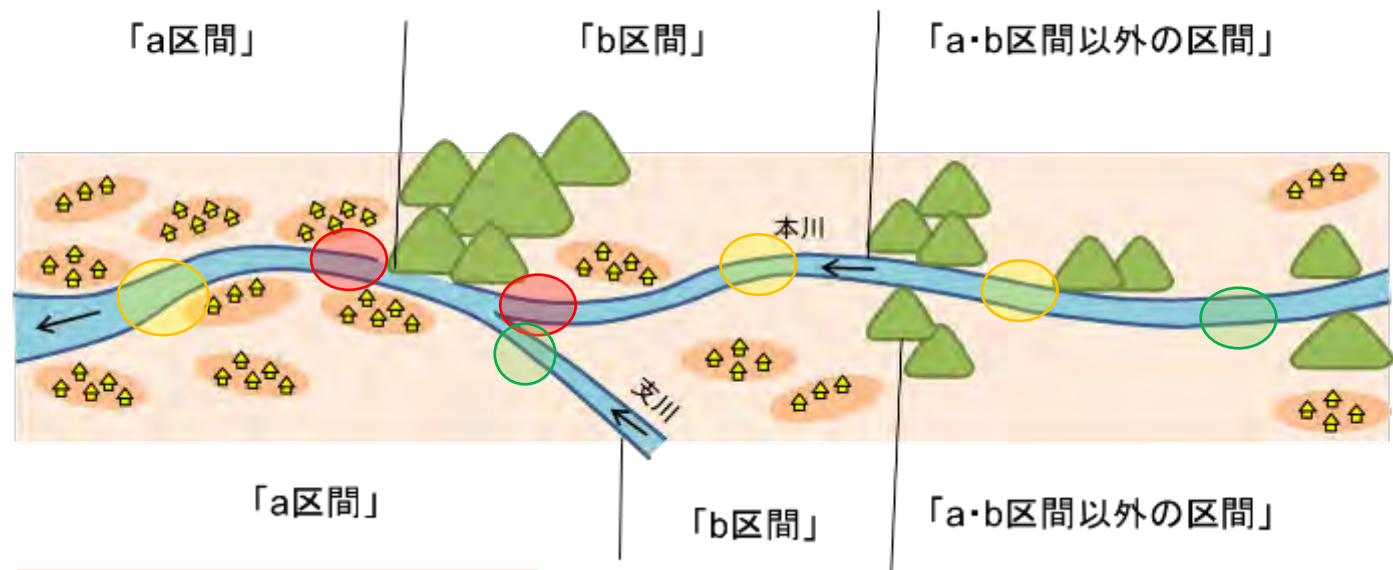
試行版（案）完成

●緊急浚渫推進事業債について①

- 今後の気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化を見据えると、河川の維持・管理はより一層重要となる。特に、河道内の土砂堆積（樹木繁茂）の進行等による流下断面の阻害は、住民等の安全・安心が脅かされるとともに、社会経済活動にも甚大な影響を及ぼしかねない。
- 堆積土砂（樹木繁茂）対策の計画的な実施により、流下断面を継続的に確保し河川を安全で良好な状態に保つことは、河川管理者として重要な事前防災の一つである。
- 堆積土砂（樹木繁茂）対策を計画的に実施するためには、
 - ◆「長寿命化計画（河道・堤防）」の策定
 - ◆「河川維持管理計画」の策定
 - ・河川の区間区分
 - ・河川の維持管理目標などの河道の管理目標等の設定を行うとともに、
 - ◇計画に沿った状態把握（巡視・観測・計測等）
 - ◇河道の点検・評価
 - ◇河道掘削等の対策実施を着実にすることも必要。

●緊急浚渫推進事業債について②

【河川の区間区分のイメージ】

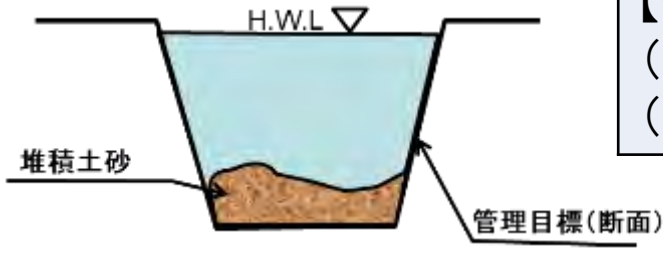


土砂堆積等による危険箇所

- : 重点
- : 優先
- : 注意

※河道の状況等から、
・影響度
・市街状況
による優先順位付け

	区間区分(影響度)		
	a	b	c
阻害状況	状態監視	状態監視	状態監視
【例】 (阻害率) (堆積率)	優先	状態監視【注意】	状態監視
	重点	優先	状態監視【注意】
	重点	重点	優先



例えば、「重点」: 3か年程度で対策実施
「優先」: 5か年で対策実施
「注意」: 構造物周辺の対策など(「優先」に含む場合あり)

●緊急浚渫推進事業債について③

【参考】「緊急浚渫推進事業債」の対象経費

○浚渫費用

- ・土砂の撤去、樹木伐採等に係る費用
- ・土砂撤去等に伴う測量(着手前・後)、設計等に係る費用

○撤去した土砂等の運搬・処理費用

- ・土砂等の一時仮置きに係る費用を含む

○付帯工事費

- ・事業施工箇所への仮設道路・坂路等の整備に係る費用
- ・土砂等の一時仮置き場等の整備に係る費用

○工事にあたり必要となる仮設道路、土砂等仮置き等のための借地費用

※なお、工事施工のみに伴う一時的な仮設物ではなく、今後の継続的な浚渫等の維持管理にあたり必要となる進入路等の整備に必要な用地については取得することができる。

●緊急浚渫推進事業債について④

【参考】河道堆積土砂の状況

災害としての採択要件を満たさない出水等の天然現象により堆積した土砂の例



掘削前



掘削後

標津川水系標津川(標津町)

・今後の事業採択に向けて、R2年度は釧路建設管理部管内の管理河川の土砂堆積状況
河道内樹木繁茂状況の現地調査を行う。

●重要水防箇所(区間)の共同点検について

重要水防箇所(区間)については、R1年度中の変更は無し

水系名		区間延長 (km)	流域の市町村
2級河川		30.06	
羅臼川	(らうすがわ)	2.30	羅臼町
標津川	(しべつがわ)	25.51	中標津町、標津町
西別川	(にしべつがわ)	2.25	別海町

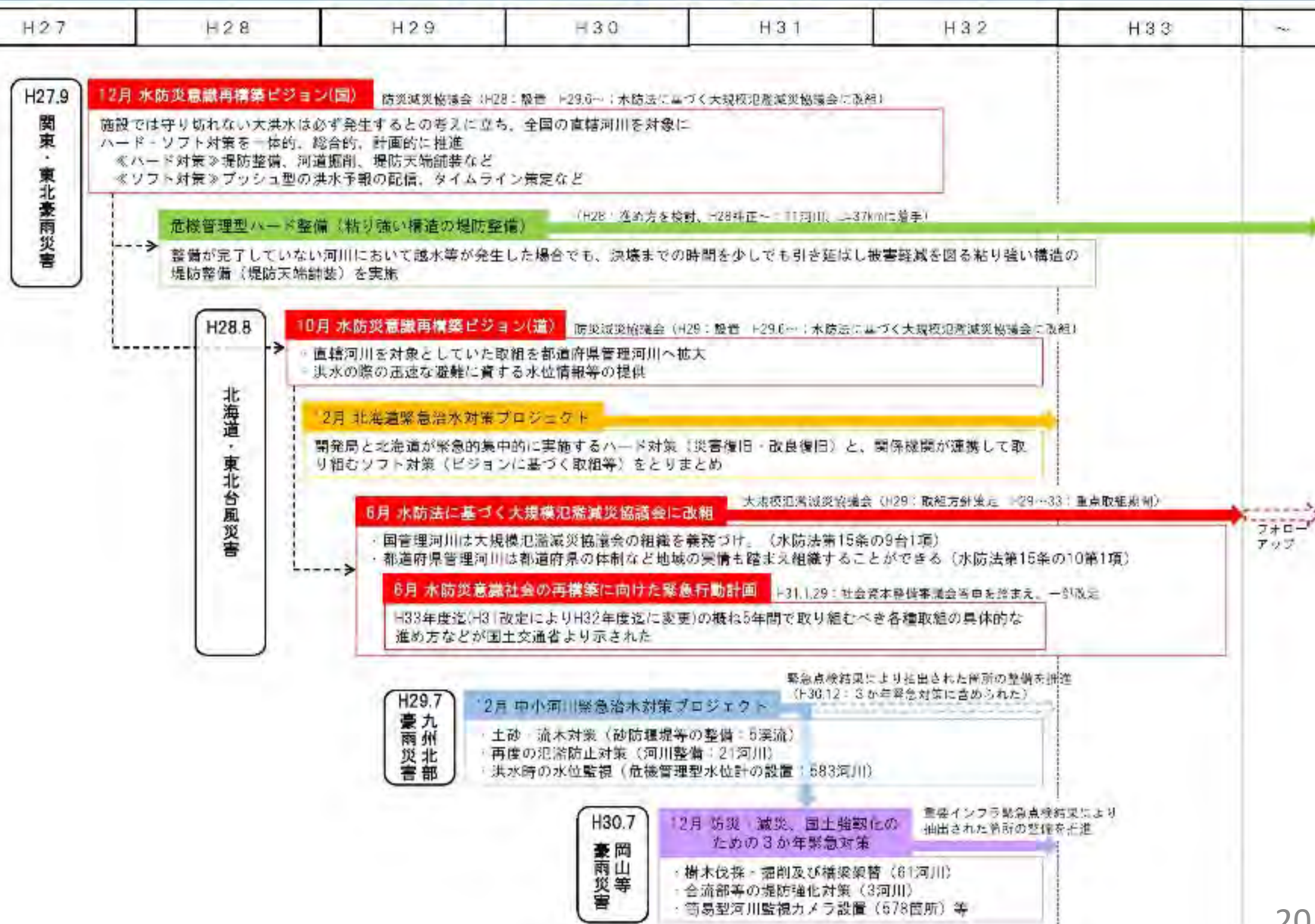
※根室振興局管内：3水系6河川 ※延長は、左岸・右岸の合計値

公開URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/jyuuyousuibou-10kusiyo.pdf>

●R2年度も引き続き、河川管理者・市町村等との共同点検を実施予定。
※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止する場合もあり。

●その他①【水防災意識社会再構築ビジョン～これまでの経過】

これまでの経過等



●その他②【防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策】

報道・広報

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定
～ソフト・ハードの両面からインフラの機能を強化し、災害時に命を守り、暮らしと経済を支えます～
平成30年12月14日

近年激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況から、総理大臣からの指示を受け、先般とりまとめられた「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」等を踏まえ、特に緊急に実施すべき対策として、「**防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策**」が、**本日、閣議決定**されました。

国土交通省では、所管する分野において、総点検の結果や得られた教訓等を踏まえ、ソフト・ハードの両面から集中的に取り組んでまいります。

○ 本年発生した7月豪雨、台風第21号、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、豪雪等をはじめ、近年激甚な災害が頻発しており、災害で明らかとなった課題に対応するため、総理大臣からの指示を受け、防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時にしっかり機能を維持できるよう政府全体で総点検が行われ、11月27日に結果及び対応方策がとりまとめられました。

○ 国土交通省では、所管する分野において、総点検の結果や得られた教訓等を踏まえ、★ソフト対策として、災害時に命を守るため、ハザードマップ等による必要な各種リスク情報の徹底的周知や外国人旅行者等への情報提供体制の確保など国民等の安全確保に資する体制強化等★ハード対策として、河川・砂防等の防災のための重要インフラの機能強化等により大規模な浸水・土砂災害・地震・津波・火山噴火等による被害の防止・最小化等を図るとともに、道路・鉄道・港湾・空港等の国民経済・生活を支える重要インフラの機能強化等により、命を守るための災害時の避難や救助、1日でも早く平常の暮らしや経済活動を取り戻すための迅速な復旧・復興に不可欠な交通ネットワークの確保等ソフト・ハードの両面からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に集中的に取り組んでまいります。

●根室振興局管内河川では、**標津川広域河川改修工事が対象。**
※**令和2年度(2020)が最終年次となります。**

●その他③【地方におけるメディア連携協議会の設置】

北海道地方メディア連携協議会

(目的) 会議は、地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、住民の理解と行動につなげるため、関係機関が有する特性を活かした情報発信・伝達の取組を共有・実施し、連携関係を構築することを目的とする。

第1回

令和元年6月27日

札幌第一合同庁舎2改講堂にて開催

議事

- ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の取組について、経緯・概要・取組状況を説明。

意見交換

- ・メディアに協力いただく取組について
- ・北海道開発局が実施する取組について

第2回

令和2年3月9日【中止】

- ・協議会と勉強会を開催する予定であったが、コロナウィルスの関係で中止となった。

今後の予定

令和2年

- ・未定（コロナウィルスの状況を見定め検討）

(メディア)

旭川ケーブルテレビ株式会社
株式会社朝日新聞社北海道支社
株式会社STVラジオ
株式会社エフエム・ノースウエーブ
株式会社エフエム北海道
株式会社帯広シティーケーブル
特定非営利活動法人気象キャスターネットワーク
一般社団法人共同通信社札幌支社
株式会社釧路新聞社
札幌テレビ放送株式会社
株式会社ジェイコム札幌
株式会社時事通信社札幌支社
株式会社テレビ北海道
株式会社十勝毎日新聞社
株式会社苫小牧民報社
株式会社日本経済新聞社札幌支社
日本放送協会札幌放送局
株式会社ニューメディア函館センター
株式会社北海道新聞社
北海道テレビ放送株式会社
北海道文化放送株式会社
北海道放送株式会社
株式会社毎日新聞社北海道支社
株式会社室蘭民報社
株式会社読売新聞社北海道支社

(五十音順)

(行政)

国土交通省北海道開発局
気象庁札幌管区气象台
北海道

●その他④【地域防災ミーティングの実施結果について】

1. 趣旨

平成30年胆振東部地震や昨年の台風第19号による水害など、近年頻発する大規模な災害に的確に対応するため、道では、令和元年11月から12月にかけて、道内の市町村における様々な防災対策に関する調査・点検を行う「市町村の防災対策に関する総点検」を実施した。

これらの点検結果を踏まえ、道危機対策局の幹部職員等が市町村長等を直接訪問し、防災対策に関する相談や助言を行う「地域防災ミーティング」を実施した。

2. 実施時期

令和元年12月～令和2年2月

3. 実施市町村

10振興局管内の42市町村について実施

【実施市町村数】

空知管内 5、後志管内 4、胆振管内 6、
日高管内 3、檜山管内 4、上川管内 5、宗谷管内 4、
オホーツク管内 5、十勝管内 3、釧路管内 3

4. 実施内容

道危機対策局の幹部職員のほか、所管振興局の防災部局及び建設部局の職員が市町村長等を訪問し、市町村ごとの課題解決に向け、詳細な状況を把握した上で、防災対策に関する相談や助言等を実施。

5. 今後の対応

市町村における課題解決に向け、新年度も引き続き「地域防災ミーティング」を実施するほか、市町村を対象とした各種セミナーや研修の場等、様々な機会を活用し、各種計画・マニュアル等の作成や教育訓練の実施に係る支援を行うなど、市町村における課題解決に取り組む。

6. 市町村からの主な聞き取り結果【抜粋】

（1）避難対策

- すでに指定している避難所・緊急避難場所が津波浸水区域内にあるなど、安全な施設・場所の確保が課題となっている。
- 外国人住民が増加しており、災害時における避難対策に課題がある。
- 踏切を通過して避難を行う必要があるが、停電時において踏切が動かないことが問題であると認識している。

（2）業務継続計画

- 庁舎の耐震化が進まない理由は、厳しい自治体の財政状況の中で、住民感情を考慮した整備計画を立案する上で、他の施設を優先せざるを得ないためである。
- 非常用電源用の燃料の確保については、保管施設がないなどの理由により現物では備蓄していないが、供給業者と協定を締結し、優先供給を受けられることになっている。

（3）自主防災組織

- 住民の自助・共助の意識がなかなか根付かないことに加え、移住してきた住民が多いため地域コミュニティの形成が課題となっている。
- 自主防災組織の活動カバー率について、道から自主防災組織の定義に関する説明（※）を受けたところ、既存の町内会や自治会が自主防災組織に該当する（複数市町村で同様の回答）

※道からの説明～規約等に自主防災組織としての規定がなくても、町内会や自治会が防災に関わる活動を行っていれば、自主防災組織とみなされる。

（4）訓練・防災教育等

- 津波浸水想定区域にある沿岸部とそれ以外の山間部の災害リスクの違いから、住民の防災意識に大きな温度差がある。
- 胆振東部地震の発生以降、避難所用の非常用発電機を備蓄する意識が高まっている。

（5）その他

- 国民保護計画の策定については、必要性の認識はあるが、業務量や事案の特殊性により優先度が低くなっており、取組が進んでいない。

●その他⑤-1【要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進】

平成29年水防法改正

市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練実施が義務づけられた

平成30年3月時点での計画作成率は、全国平均で17.7%となっている



平成29年6月19日付け 「「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画」

→令和3年度末までの避難確保計画作成と避難訓練の実施を目標

取組

- ・「要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進の取組事例集」のとりまとめ
- ・大規模氾濫減災協議会（国河川）における達成目標の共有
- ・「講習会プロジェクト」

講習会プロジェクト

平成29年水防法改正に伴い、要配慮者利用施設における「避難確保計画の作成」が義務づけられてことを踏まえ、施設の管理者に対して避難確保計画の必要性を理解してもらい、計画の作成内容や作成方法について学ぶことを目的に開催。

H30年度：帯広市（H30.12.20、H31.1.21）、R1年度：名寄市（R2.1.28）

●その他⑤-2【要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進】

- 2021年度までに要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施を完了するため取組を加速させる必要
- 大規模氾濫減災協議会において、各市町村の2021年度までの進捗目標、進捗の現状及び促進施策を共有



目標

2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

図 進捗状況及び促進施策の報告様式



「大規模氾濫減災協議会」の運用について(平成29年6月19日)【抜粋】

7. 協議会での取組事項

(1) ①-1カ 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成・訓練に対する支援

- ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
- ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討調整する。また、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

●その他⑥

【避難確保計画作成の手引きの改定及び要配慮者利用施設の市町村地域防災計画位置づけについて】

○国土交通省では、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の一助として、従前より「避難確保計画作成の手引き（平成29年6月）」及び「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成29年6月）」を公表していたところですが、今回、（令和2年6月）より分かりやすく、容易に計画の作成が可能となるよう改定されました。また、これに併せて、従前は、洪水・内水・高潮、土砂災害、津波と対象になる災害別に分かれていた手引きが統合されました。

国 水 環 防 第 8 号
国 水 地 第 1 号
令 和 2 年 6 月 2 日

北海道水防担当部長殿
建設部長殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長
国土交通省 水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室長
(公 印 省 略)

避難確保計画作成の手引きの改定について

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」とする）、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「管理者等」とする）に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられているところです。

水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画作成の一助となるよう、従前より作成にあたっての手引きについて、通知・周知しているところですが、今回、更なる利便性の向上のため、内容の改定ならびに対象災害別（洪水・内水・高潮、土砂災害、津波）に分かれていた手引きの統合（別添）を行いましたので、お知らせいたします。ついでには、貴管内市町村に周知するとともに、貴管内関係市町村に対し、管理者等への周知方取り計らわれるようお願いいたします。

また、本手引き及び既にお知らせしている「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について（H29.6.19付国水環防第5号及び国水砂第10号）を活用し、管理者等において適切に避難確保計画が作成されるよう、貴管内市町村と連携して適切な対応をお願いします。

なお、水害に関しては全国の国土交通省河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、また、土砂災害に関しては国土交通省砂防関係事務所において、施設管理者等による避難確保計画の作成、訓練の実施等に対する技術的助言を行っておりますので適宜ご活用ください。

<災害情報普及支援室一覧（全国の相談窓口）>
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/ma_in/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou-shien.html

【令和2年7月21日付け通知】

水害及び土砂災害に関するソフト対策の強化という、水防法及び土砂災害防止法の趣旨を踏まえ、要配慮者利用施設の市町村地域防災計画への位置づけが適切に実施されているか、改めて貴管内市町村に対して確認をお願いいたします。また、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、速やかに避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するように貴管内市町村に働きかけるよう、引き続きよろしくお願いいたします。

危 対 第 9 6 2 w 2 号 令
和 2 年（2020 年）7 月 28 日

各市町村長 様

北海道総務部危機管理監

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の市町村地域防災計画への位置づけの確認について（通知）

このことについて、別添のとおり国土交通省から依頼がありましたのでお知らせします。つきましては、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の市町村地域防災計画への位置づけを適切に行っていただきますとともに、当該施設において速やかに避難確保計画の作成及び避難訓練が実施されますよう働きかけをお願いします。

危機対策局危機対策課教育訓練係
担当：窪田（電話011-204-5008）

●その他⑦-1【住宅等の購入者に対する水害リスク情報提供に関する取組】

○令和元年7月に国土交通省から不動産関連団体業界5団体に「不動産取引時のハザードマップを活用した水害リスクの情報提供について」を依頼

宅地建物取引業者は、取引の相手方等に対し、契約が成立するまでの間に、相手方等が水害リスクを把握できるよう、当該取引の対象となる宅地や建物が存する市町村が作成・公表する水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを提示し、当該取引の対象の宅地や建物の位置等を情報提供

○緊急行動計画の取組の一環として、不動産関連業界と連携して、不動産関連団体の研修会の場において、水害リスクに関する情報の解説を実施。

＜水害リスク情報の解説コンテンツ＞

- ・ハザードマップと災害発生位置の関係
- ・浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域）と水害ハザードマップ
- ・浸水ナビ、国土交通省ハザードマップポータルサイト等の紹介

○北海道地区においては、北海道開発局が解説を実施し、その中で北海道管理河川の洪水浸水想定区域図についても紹介。（令和元年10月）

●その他⑦-2【住宅等の購入者に対する水害リスク情報提供に関する取組】

北海道の洪水浸水想定区域図の公表ページ



<https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html>

更新日：令和元年12月23日

洪水浸水想定区域図などの公表

- 北海道では、水防法（以下「法」）※1に基づき、洪水予報河川法第11条）※2及び水位周知河川（法第13条）※3として指定しています。
洪水予報河川：新川水系新川（札幌市・石狩市・小樽市）1河川水位周知河川：石狩川水系牛朱別川（旭川）、大野川水系大野川（北斗市）など136河川
- 洪水予報河川及び水位周知河川では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨※4により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域（法第14条）※5として指定し、指定の区域が浸水した場合に想定される水深等を示した洪水浸水想定区域図※6を作成しています。



根室振興局（釧路建設管理部）

注釈※7～9はこちら

市町村	水系名	河川名	種別	水位周知／ 洪水予報	流域面積	浸水想定区域				
						洪水浸水 想定区域図		浸水継続時間※8	家屋倒壊等 氾濫区域図※9	
						想定最大規模	計画規模※7		氾濫流	河岸浸食
中標津町	標津川	標津川	二級	水位周知	671.1	PDF	PDF	PDF	PDF	PDF
標津町	標津川	標津川	二級	水位周知	671.1	PDF	PDF	PDF	PDF	PDF

●その他⑧

【宅地建物取引業法施行規則の一部改正及び水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について】

○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和2年内閣府令・国土交通省令第2号）が公布され、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者が、重要事項説明として説明しなければならない事項に、「水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第11条第1号の規定により当該宅地又は建物が存する市町村が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」が追加され、**本年8月28日**より施行されることとなりました。

危 対 第 1 0 2 9 - 2 号
令和2年（2020年）7月31日

各市町村防災担当課長 様

北海道総務部危機対策局危機対策課防災教育担当課長

水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について（通知）
このことについて、別添のとおり道建設部住宅局建築指導課から通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、下記の事項を含め、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう留意いただきますようお願いいたします。
また、改めて水害ハザードマップの住民等への普及・周知に努めるようお願いします。

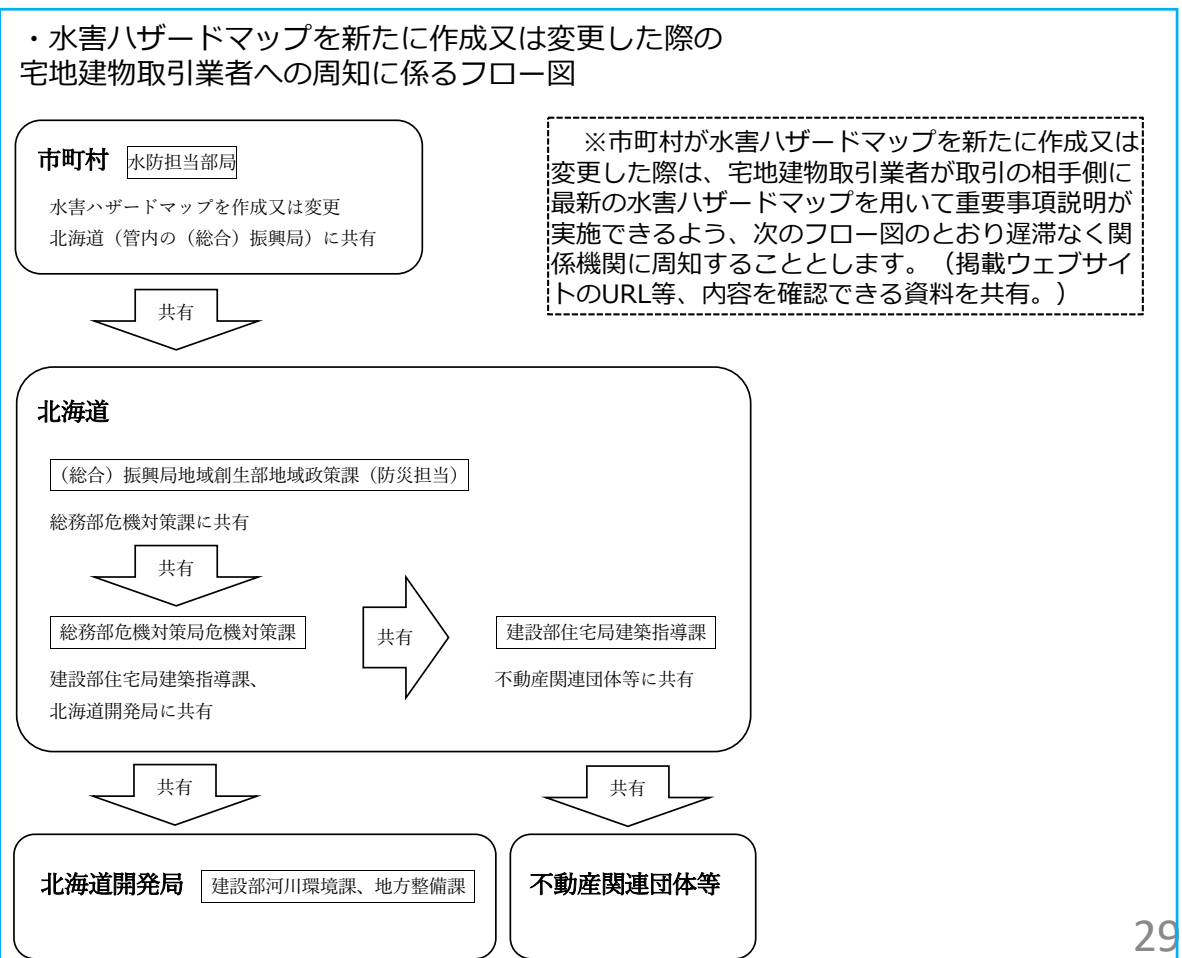
記

1 常に最新の水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを貴市町村のウェブサイトに掲載しておくこと。

2 貴市町村において水害ハザードマップを新たに作成又は変更した際は、別紙フローのとおり遅滞なくその旨を周知すること。

3 貴市町村における宅地建物取引業者及び購入者等からの問い合わせに係る窓口を明確化するとともに、問い合わせに対し、迅速かつ適切に対応すること。なお、ハザードマップに関する技術的内容については、必要に応じて基礎資料の提供機関へ照会すること。

教育訓練係
担当：窪田（電話 011-204-5008）



●その他⑨

【排水作業準備計画作成の手引きについて】

近年の集中豪雨等に対する取組をさらに充実し加速するため「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成31年 1月29日に改定されました。緊急行動計画では氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組として、浸水が長期間継続する地区等では排水作業準備計画作成することが位置付けられており、全国的に排水作業準備計画の作成が進められています。

これらを踏まえ、国では令和 2年 5月に『排水作業準備計画作成の手引き』と『排水作業準備計画作成に関わる事例集』を作成しました。

本手引きは、大規模氾濫が発生した場合に浸水被害を最小化するため、排水ポンプ車等を最大限に活用して、浸水継続時間・範囲を速やかに低減させる排水作業準備計画の作成・運用するための基本的事項を定め、特定緊急水防活動のための事前の備えとして、洪水による氾濫水の排除に対する準備計画の作成、運用及び検証の円滑な実施を目的としています。

排水作業準備計画作成の
手引き

令和2年5月
国土交通省水管理・国土保全局

排水作業準備計画作成に関わる
事例集

令和2年5月
国土交通省水管理・国土保全局

●その他⑩【「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について（概要報告）」等の公表について】



令和2年4月21日
内閣府（防災担当）

「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について（概要報告）」の公表及び 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」設置について

日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの地震・津波について、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」における検討結果を踏まえ、今後の防災対策の検討に資するため、断層モデル検討の基本的な考え方や震度分布、津波高、浸水域の推計結果をとりまとめたので公表します。

また、これらの地震・津波に対する被害想定や防災対策の検討のため、令和2年4月21日に持ち回り開催した、中央防災会議防災対策実行会議において、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置しました。

- 1 公表資料
別紙のとおり

- 2 公表場所

「内閣府防災情報のページ」にて公表

http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html

<本件問合せ先>
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）付
企画官 古市 秀徳
参事官補佐 久保 剛太
電話：03-3501-5693
FAX：03-3501-6820

「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について（概要報告）」の公表について

本文：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について（概要報告）

参考図表集：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について（参考図表集）

別添資料1：日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定（北海道〔十勝・根室沖モデル〕）

別添資料2：日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定（北海道〔三陸・日高沖モデル〕）

別添資料3：日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定（青森県〔三陸・日高沖モデル〕）

別添資料4：日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定（宮城県〔三陸・日高沖モデル〕）

別添資料5：日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定（福島県〔三陸・日高沖モデル〕）

別添資料6：日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定（茨城県〔三陸・日高沖モデル〕）

別添資料7：日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定（千葉県〔三陸・日高沖モデル〕）

「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」の設置について

資料：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ（概要資料）

- ・内閣府は令和2年4月21日、北海道から東北地方北部の太平洋側を震源とする巨大地震の新たな想定（巨大地震モデル）を公表しました。
- ・北海道はこれを受けて、7月7日に道地震専門委員会津波WG（第1回）を開催しました。令和2年度中にあと2回のWGを開催予定。
- ・今後、北海道モデル(L2)津波浸水想定を作成し、今年度中の公表を目指します。

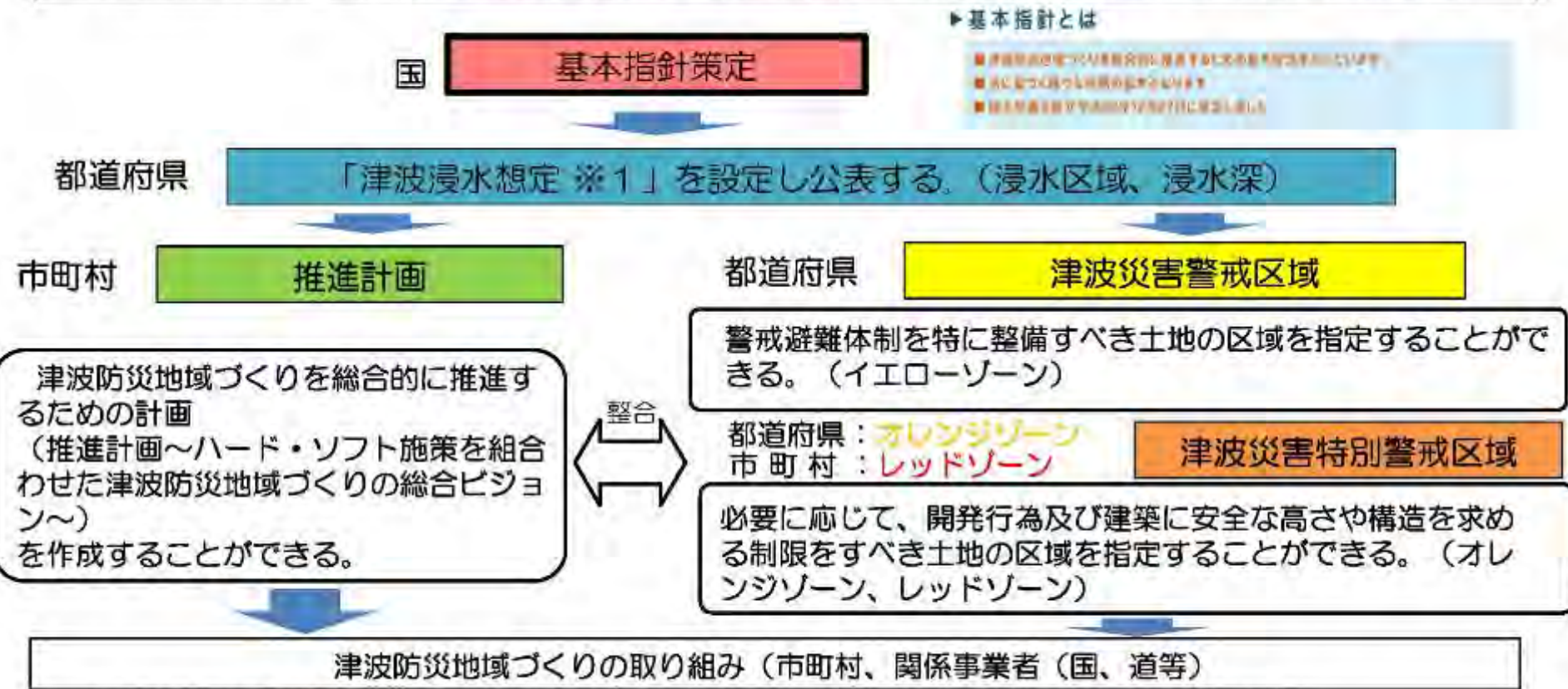
●その他⑪【「津波防災地域づくりに関する法律」について】

「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」）の概要

東日本大震災を契機として、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、ハード・ソフトの施策等を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進するため、平成23年12月に施行された。

法では基本指針の策定、津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域等の指定を進めるなどとされている。なお、津波浸水想定は、国の設定する津波断層モデルに基づき、都道府県知事が設定することを義務付けられた。

「津波防災地域づくり」
津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（津波法第1条）



※1 津波浸水想定は、国の設定する津波断層モデルに基づき、最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深。

●その他⑫-1【土砂災害警戒区域等の指定の推進について】

- ①令和元年度に土砂災害に関する基礎調査は全て完了しました。
- ②上記の基礎調査結果については令和元年度中に各市町村へ通知を終えています。
- ③今後、各市町村と連携しつつ、市町村に対して意見照会を進めます。
意見照会に対して各市町村で住民説明会や郵送による情報周知などを行う際は北海道でも資料提供などで協力する予定です。
- ④土砂災害警戒区域等の指定について、北海道としては令和3年度までに全区域の完了を目指しています。

令和2年8月現在での釧路建設管理部管内の基礎調査完了箇所は954箇所。

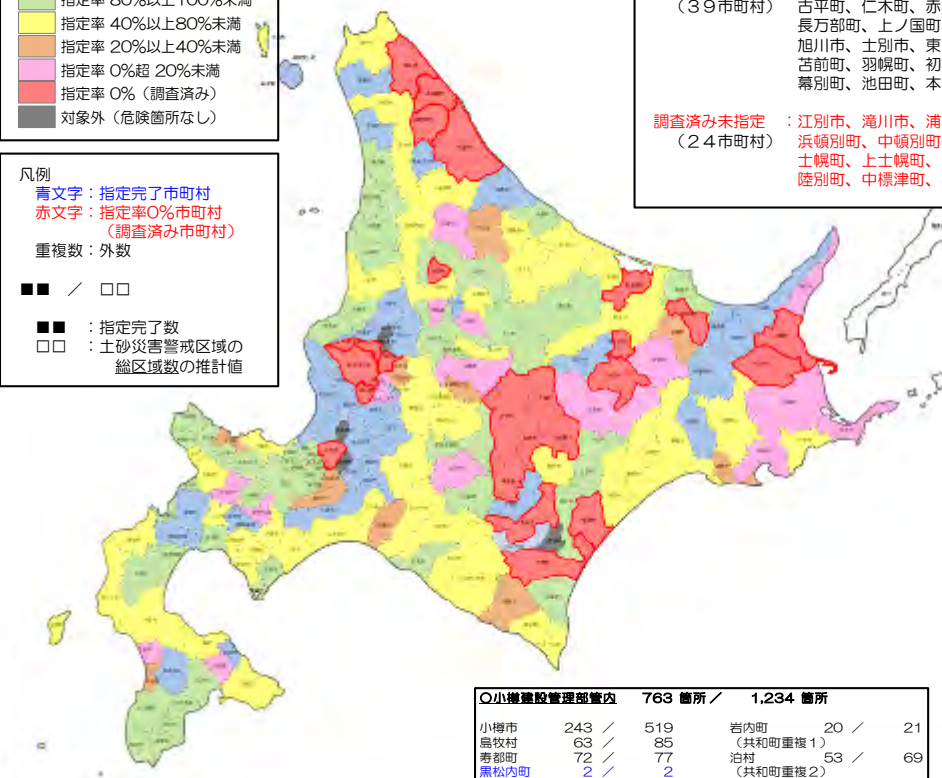
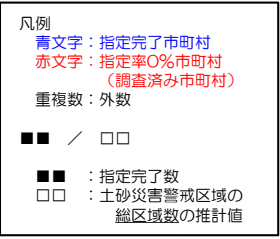
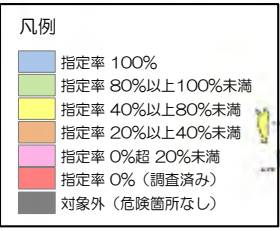
そのうち土砂災害警戒区域等指定済み箇所は356箇所。（指定率37％）

更に根室振興局管内に限れば基礎調査完了箇所が283箇所あり、うち土砂災害警戒区域等指定済みの箇所は現在3箇所だけです。（指定率1％）

今後、指定に向けて重点的な取組を行いますので、各市町村にもご協力願いたい。

●その他⑫-2【土砂災害警戒区域等の指定の推進について】

土砂災害警戒区域等の指定状況（H17～）



指定完了市町村（35町村）：千歳市、石狩市、当別町、岩見沢市、美幌市、三笠市、深川市、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、北竜町、沼田町、黒松内町、蘭越町、真狩村、留寿都村、鹿部町、厚沢部町、比布町、音威子府村、天塩町、豊富町、利尻町、利尻富士町、斜里町、清里町、小清水町、置戸町、雄武町、芽室町、弟子屈町、鶴居村、中札内村

指定率80%以上（39市町村）：札幌市、寿都町、京極町、岩内町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、長万部町、上ノ国町、今金町、室蘭市、登別市、豊浦町、日高町、旭川市、士別市、東神楽町、上川町、南富良野町、留萌市、増毛町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、網走市、遠軽町、興部町、広尾町、幕別町、池田町、本別町

調査済み未指定（24市町村）：江別市、滝川市、浦臼町、新十津川町、雨竜町、剣淵町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、訓子府町、佐呂間町、大空町、帯広市、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、大樹町、豊頃町、陸別町、中標津町、標津町

令和2年（2020年）7月31日時点

全指定箇所数 7667 箇所

現在までに区域指定

150市町村（32市 106町 12村）

土砂災害危険箇所のない市町村

5町村（新得市・南幌町・妹背牛町・秩父別町・更別村）

〇釧路建設管理部管内		356 箇所 /	954 箇所
釧路市	149 /	188	白糠町 27 / 46
釧路町	64 /	196	根室市 1 / 76
厚岸町	18 /	127	別海町 1 / 14
浜中町	41 /	54	中標津町 0 / 7
標茶町	4 /	10	標津町 0 / 2
弟子屈町	47 /	47	羅臼町 1 / 184
鶴居村	3 /	3	

〇室蘭建設管理部管内		1,365 箇所 /	2,100 箇所	
室蘭市	329 /	400	洞爺湖町	66 / 93
（伊達市重複1）			（豊浦町重複1）	
苫小牧市	58 /	80	安平町	32 / 46
登別市	119 /	132	むかわ町	73 / 121
（室蘭市重複1、白老町重複1）			（厚真町重複2）	
伊達市	100 /	140	日高町	96 / 117
（伊達市重複1）			平取町	29 / 44
豊浦町	50 /	55	新冠町	29 / 62
（長万部町重複1）			浦河町	58 / 158
壮瞥町	36 /	70	様似町	38 / 69
（伊達市重複1）			えりも町	28 / 70
白老町	60 /	88	新ひだか町	104 / 160
（登別市重複1）			（新冠町重複1）	
厚真町	60 /	195		
（むかわ町重複2）				

〇稚内建設管理部管内		413 箇所 /	598 箇所
稚内市	127 /	175	豊富町 20 / 20
猿払村	0 /	7	礼文町 171 / 240
浜頓別町	0 /	9	利尻町 37 / 37
中頓別町	0 /	14	利尻富士町 45 / 45
枝幸町	0 /	34	幌延町 13 / 17

〇旭川建設管理部管内		308 箇所 /	486 箇所	
旭川市	105 /	112	美瑛町	2 / 15
(蘭越町重複3、深川市重複1)			(東川町重複1)	
士別市	31 /	36	上富良野町	4 / 13
名寄市	1 /	27	中富良野町	7 / 10
富良野市	10 /	24	南富良野町	23 / 28
(芦別市重複1)			占冠村	2 / 14
鷹栖町	1 /	8	和寒町	7 / 10
東神楽町	5 /	6	剣淵町	0 / 4
当麻町	1 /	9	下川町	5 / 18
比布町	2 /	2	(名寄市重複1)	
豊別町	9 /	22	美深町	7 / 13
上川町	54 /	63	音威子府村	11 / 11
東川町	5 /	9	中川町	10 / 18
(美瑛町重複1)			幌加内町	6 / 14

〇網走建設管理部管内		643 箇所 /	1,042 箇所
北見市	190 /	300	釧路町 29 / 29
網走市	132 /	157	佐呂間町 0 / 68
紋別市	21 /	34	遠軽町 81 / 93
美幌町	10 /	43	湧別町 24 / 46
津別町	9 /	51	滝上町 51 / 74
斜里町	38 /	38	興部町 24 / 25
清里町	3 /	3	西興部村 13 / 20
小清水町	2 /	2	雄武町 16 / 16
訓子府町	0 /	11	大空町 0 / 32

赤井川町	5	6	寿町	0	5	12
当麻町	1	2	下川町	0	1	48
比布町	2	2	(名寄市重複 1)			
豊別町	9	22	美深町	7	7	13
上川町	54	63	音威子府村	11	11	11
東川町	5	9	中川町	10	10	18
(美深町重複 1)			幌加内町	6	6	19

〇釧路建設管理部管内		429 箇所 /	482 箇所		
留萌市	149 /	167	初山別村	28 /	29
増毛町	65 /	69	遠別町	9 /	10
小平町	84 /	106	(手塩町重複 1)		
苫前町	66 /	69	天塩町	5 /	5
羽幌町	23 /	27			

〇帯広建設管理部管内		266 箇所／	479 箇所	
帯広市	0	8	広尾町 52	／ 63
音更町	23	51	幕別町 49	／ 51
士幌町	0	3	池田町 41	／ 42
上士幌町	0	14	豊原町 0	／ 19
鹿追町	0	4	本別町 47	／ 48
新得町	0	19	足寄町 10	／ 67
清水町	0	1	(本別町重複1、陸別町重複1)	
芽室町	23	23	陸別町 0	／ 25
中札内村	1	1	浦幌町 20	／ 33
大樹町	0	7		
(幕別町重複1)				

〇札幌建設管理部管内		1,824 箇所 /	2,640 箇所		
札幌市	894 /	998	砂川市	2 /	34
江別市	0 /	7	（赤平市重複1）		
千歳市	44 /	44	歌志内市	46 /	195
（長沼町重複1、苫小牧市重複1）			（砂川市重複2）		
恵庭市	8 /	38	深川市	39 /	39
（北広島市重複2）			奈井江町	1 /	23
北広島市	10 /	50	上砂川町	59 /	59
（恵庭市重複1）			（砂川市重複8）		
石狩市	112 /	112	由仁町	7 /	7
当別町	96 /	96	長沼町	17 /	17
夕張市	137 /	334	栗山町	40 /	40
岩見沢市	58 /	58	月形町	1 /	1
美幌市	28 /	28	浦臼町	0 /	5
戸別市	71 /	169	新十津川町	0 /	20
赤平市	35 /	136	雨竜町	0 /	4
（芦別市重複2）			北竜町	7 /	7
三笠市	104 /	104	沼田町	8 /	8
（岩見沢市重複2、美幌市重複2）					
滝川市	0 /	7			

〇小樽建設管理部管内		763 箇所 /	1,234 箇所
小樽市	243 /	519	岩内町 20 / 21
島牧村	63 /	85	(共和町重複1)
寿都町	72 /	77	泊村 53 / 69
黒松内町	2 /	2	(共和町重複2)
蘭越町	35 /	35	神恵内村 53 / 59
(二セツ町重複2)			積丹町 67 / 79
二セツ町	17 /	29	古平町 35 / 40
真狩村	5 /	5	仁木町 19 / 21
留寿都村	6 /	6	(余市町重複1)
喜茂別町	2 /	43	余市町 20 / 56
長町町	12 /	15	(小樽市重複1)
倶知安町	4 /	25	赤井川村 16 / 17
共和町	19 /	31	
(泊村重複1)			

〇函館建設管理部管内		1,300 箇所 /	1,792 箇所	
函館市	352 /	471	八雲町 89 / 119	
(七飯町重複1)			(森町重複1)	
北斗市	76 /	92	長万部町 25 / 28	
(七飯町重複1)			江差町 48 / 128	
松前町	134 /	159	上ノ国町 66 / 77	
福島町	89 /	97	厚沢部町 27 / 27	
知内町	27 /	29	乙部町 1 / 60	
木古内町	29 /	36	興房町 66 / 99	
七飯町	4 /	39	今金町 48 / 58	
鹿部町	12 /	12	せたな町 153 / 193	
森町	54 /	68	(今金町重複1)	